

議案第78号 説明資料

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)	○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)
第1条 略 (給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。	第1条 略 (給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> をいう。
2及び3 略	2及び3 略
第3条～第11条 略 (期末手当) 第12条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>2 前項の規定により給与条例第16条第2項を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乘ずる率（以下「支給率」という。）の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の支給率は、当該フルタイム会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。</u> <u>3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命</u>	第3条～第11条 略 (期末手当) 第12条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>権者をいう。) を同じくするものに限る。次項及び第20条において同じ。) の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p>	<p>権者をいう。) を同じくするものに限る。次項及び第20条において同じ。) の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p>
<p>第13条～第19条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項前段の規定により給与条例第16条第2項を準用する場合において、同項に規定する支給率の改定が行われるときにおけるパートタイム会計年度任用職員の</p>	<p>第13条～第19条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この<u>条及び次条</u>において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>支給率は、当該パートタイム会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日に おける当該規定の支給率によるものとする。</p> <p>3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内に おける会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、 当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の 定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用 職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用さ れた者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前 会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以 上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用 職員とみなす。</p>	<p>2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内に おける会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、 当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定 めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用 職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用さ れた者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前 会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以 上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用 職員とみなす。</p> <p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第20条の2 紹介条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計 年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれそ の基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれそ の基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間にお ける報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除 く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の 支給について準用する。</p>
第21条～第27条 略	第21条～第27条 略